

「県民を守る 県民からはじめる」林野火災防止共同宣言

～ひとつの火が、すべてを変える。だから今、みんなで防ぐ～

令和8年（2026年）1月28日

長野県・長野県市長会・長野県町村会
長野県農業協同組合中央会・長野県森林組合連合会
長野県消防長会・長野県消防協会

たき火、火入れ、たばこなどの火の不始末といった一人ひとりの行為が林野火災につながる危険があることから、県民の生命・財産を守るため、我々が総力を挙げて林野火災の防止に取り組むことを決意し、ここに宣言します。

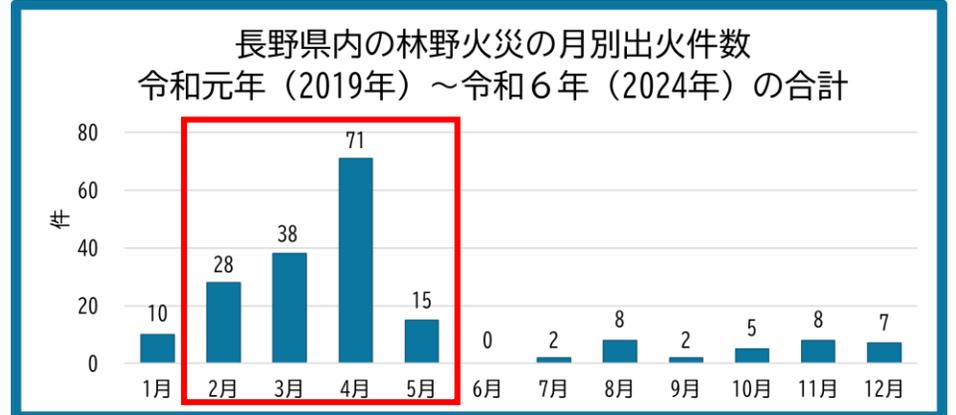
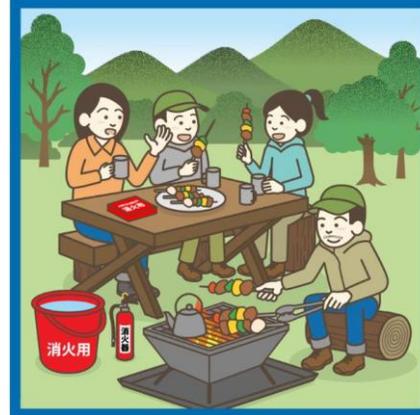
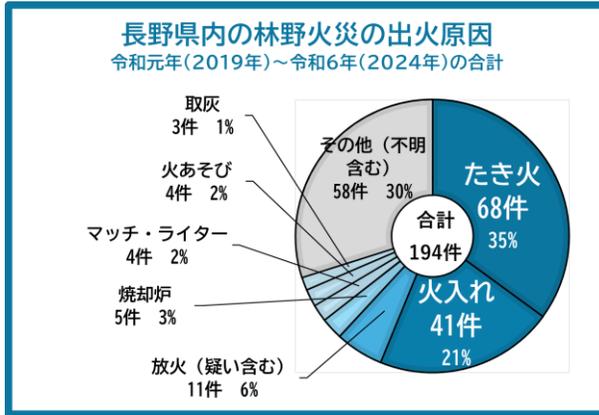
県民の皆さんも別紙の取組をお願いします。

- 1 県民の皆さんとともに、屋外での安全・適切な火の取扱いを、あらゆる場面で徹底します
- 2 乾燥や強風など林野火災の危険性が高まった時は、タイミングを逃すことなく、林野火災注意報、（林野）火災警報を発令・周知します
- 3 県民の皆さんが火災の危険性を認識し、防火意識を高めることができるよう、呼び掛けを強化します

私たちができる！林野火災を防ぐポイント

林野火災は**2月から5月**にかけて多く発生する傾向があります。この時期は、**降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くことが多く、火災のリスクが高まる**ので、特に注意が必要です。

林野火災は、枯れた草や葉を焼却するための**「たき火」**や、害虫駆除などを目的として草や木などを広く焼却する**「火入れ」**が原因になることが多いほか、レジャーでの火の不始末が原因になることもあります。



イラスト出典：政府広報オンライン「山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意！」

屋外での火の取扱いの際には、次の点を必ず守ってください。

- ① 乾燥・強風の日は火を使わない ※
- ② たき火や火入れは複数人で行う
- ③ 火から目を離さない
- ④ 消火用の水を準備する
- ⑤ 使用後は完全に消火する
- ⑥ たばこの投げ捨ては絶対にしない

※ 乾燥や強風等で火災発生危険が高い場合には、林野火災注意報・(林野)火災警報が発令されます。屋外での火の制限を守ってください。

林野火災注意報

火の使用制限の努力義務

(林野)火災警報

火の使用制限の義務 = 違反した場合、**罰則**(30万円以下の罰金又は拘留)が適用されます。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

県内では令和8年1月1日から運用が始まっています。詳しくは管轄の消防本部等にお問合せください。